慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ヴィシー期・フランスのインドシナ統治をめぐる本国政府と植民地政府
Sub Title	L'administration française de l'Indochine sous le régime de Vichy : le gouvernement métropolitain et le gouvernement local
Author	難波, ちづる
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1998
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.91, No.2 (1998. 7) ,p.303(135)- 328(160)
JaLC DOI	10.14991/001.19980701-0135
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19980701-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」91巻2号（1998年7月）

ヴィシー期・フランスのインドシナ統治をめぐる本国政府と植民地政府

難　波　ちづる

第一章　はじめに

フランス本国がドイツに占領され，ヴィシー政府が樹立された時期には，本国とインドシナとの関係には障害が生じ，それを機に日本が侵略を始めた。本稿は，このいわゆる日仏共同支配期に対応する，ヴィシー期・フランス（1940-1944年）のインドシナ統治を，フランス本国政府とインドシナ植民地政府の二者を軸にして考察するものである。

ドイツのフランス占領と日本のインドシナ侵略，さらなる戦争の拡大という状況下で，フランス本国―植民地政府関係は如何に変化し，そこにどのような問題，対立が生じていったのか。この問題を明らかにするために，まず第二章では，日本の仏印進駐をめぐる，本国政府と植民地政府の関係を論ずる。第三章では，インドシナ経済・財政の問題に焦点を当てて，経済的中央集権主義に基づく帝国の一体的ブロック経済に対する植民地政府の反応を分析する。そして第四章では，本国において展開されたヴィシー派とドゴール派の行動が，植民地インドシナではどのような形となって現れたのかを明らかにする。

これらの問題を考察することによって，本国政府と植民地政府の「間」にどのような植民地支配の矛盾が存在し，それがこの時期如何に顕在化し，植民地支配の終焉へと至ったのか，その過程が明確になろう。

本論に入る前に研究史を概観しておきたい。かつて多くのフランス人入植者を抱え，ヴィシー期にはドゴール派の拠点となったアルジェリアなどと比較すると，ヴィシー期のインドシナ統治に関する研究は数少ないといえる。ヴィシー期それ自体を対象とした本格的な研究の開始が比較的最近であることを考えると，対独協力に加え，対日協力という問題を包摂するこの時期のインドシナ統治研究は今後の課題であるといえよう。

まず，日仏共同支配期のインドシナを扱った研究書として，複数の研究者による論文集，

L'Indochine française 1940-1945 が挙げられる。[1] これには，インドシナをめぐる，ドゴールを中心とする自由フランスの動きを論じたISOART論文，インドシナの軍事的側面を詳細にしたHESSE d'ALZON論文，インドシナ共産党をはじめとするヴェトナム人政治勢力の発展を明らかにしたBROCHEUX論文，日本の仏印侵略の過程を日本側の視点から論じたSHIRAISHI論文等が所収されている。これらにより多くの個別事例が明らかにされたが，本稿では，統治者という同一体内にありながらも異なる論理で機能する，本国と植民地政府の二者の関係という，より広い枠組をもって論を展開したい。

その他の主な先行研究としては，HESSE d'ALZONの *La présence militaire française en Indochine 1940-1945*，VALETTEの *Indochine 1940-1945 Français contre Japonais* 等が挙げられるが，[2] 前者は軍事的側面のみに焦点を当てており，後者は資料紹介の要素が強い。また，日本人研究者では，日本の仏印侵略の過程を明らかにした吉沢や白石らの研究や，[3] 日本の対インドシナ政策の経済的側面を論じた田淵，白石の研究がある。[4] これらはもっぱら日本側の資料に依拠しており，主に経済的，軍事的側面に関する日本側の対インドシナ政策が明らかにされてきたが，本稿では，フランス側の資料に基づいてこれらの研究を補うことを目的の一つとする。[5] また，1940年から45年にインドシナ総督をつとめたドゥクーの行動に関して，ヴィシー政府に忠実である彼は，植民地権益の確保のために日本の要求をやむをえず受け入れた，という従来の一般的見解をさらに押し進め，

---

(1) BROCHEUX, Pierre / DUIKER, William J. / HESSE d'ALZON, Claude / ISOART, Paul / SHIRAISHI, Masaya, *L'Indochine française 1940-1945,* Paris, 1984.

(2) HESSE d'ALZON, Claude, *La Présence militaire française en Indochine 1940-1945,* Paris, 1985.; VALETTE, Jacques, *Indochine 1940-1945 Français contre Japonais,* Paris, 1993.

(3) 吉沢南「ハノイにおける西原機関　1940年7月」『人文学報』(東京都立大学人文学会編167　1984年)，『戦争拡大の構図――日本軍の「仏印進駐」』(青木書店　1986年)，MURAKAMI Sachiko, *Japan's Thrust into French Indochina 1940-1945,* Ph. D. diss., New York University, 1981.; HATA Ikuhiko, "The Army's Move into Northern Indochina" in: *The Fateful Choice : Japan's Advance into Southeast Asia 1939-1941,* ed. by MORLEY, James W., New York, 1980.; 白石昌也／古田元夫「太平洋戦争期の日本の対インドシナ政策――その二つの特異性をめぐって」『アジア研究』(23巻3号　1976年)，SHIRAISHI, Masaya, "La présence japonaise en Indochine 1940-1945" in: *L'Indochine Française 1940-1945,* ed. by ISOARD Paul, Paris, 1982.; "Vietnam under the Japanese presence and the August Revolution", in: *International Studies,* No. 1985/2.

(4) 田淵幸親「日本の対インドシナ『植民地』化プランとその実態」『東南アジア　歴史と文化』(9号　1980年)，「大東亜共栄圏』とインドシナ――食糧獲得のための戦略」『東南アジア　歴史と文化』(10号　1981年)，白石昌也「第二次大戦期の日本の対インドシナ経済政策」『東南アジア　歴史と文化』(15　1986年)，「1940～41年インドシナをめぐる日仏経済交渉(1)」『第二次世界大戦とアジア社会の変容』(大阪外大アジア研究会編　1986年)。

(5) 一次資料としてフランスの国立海外資料館 (Le centre des Archives d'Outre-Mer : CAOM) にある以下のものを利用した。Indochine Nouveau Fonds 1110, 1112, 1143, 1193, 1198, 1209, 2714, 2749, 2750; Fonds Cabinet Militaire 215, 247, 773; Fonds Affaires Politiques 365, 883/20.2, 2646/1, 2645; Fonds Conseillers Politiques 226: Fonds Direction des sevices economiques 1464.

ドゥクー自身が本国と植民地政府間に内在する植民地統治の矛盾を認識し，本国からの自立を要求するに至った，という彼の行動の積極的側面と，さらに，従来の研究ではほとんど触れられることのなかった，当時の不安定な状況下でインドシナのフランス人たちがとった，行動の選択の意味について論ずることを本稿の意義と考える。

次に，第二次世界大戦前までのフランスのインドシナ統治を概観しておこう。

植民地支配初期から第二次世界大戦にいたるまでの，フランスのインドシナ統治政策における特徴とは何であろうか。ドゥクー総督によると，継続・一貫した政策などはなく，19世紀末から20世紀初頭にかけて財政改革をはじめとするインドシナの整備，充実が初めて着手されたが，その後この改革は引き継がれず，インドシナ統治はフランスにとって「小さなゲーム」であり続けたにすぎなかった。(6) この言葉の意味を理解するには，第一に，イスラム文化圏の植民地と異なり，インドシナが仏教という，西欧にとってほぼ「他者的」存在として集約できる文化的基盤をもつこと，第二に，土地の生来の豊かさ故に「最小限の努力で」(7) インドシナを維持することができたこと，第三に，インドシナは仏植民地の中で最も遠くに位置し，多くのフランス人にとって，遠い未知の地としてしか認識されていなかったことなどを考慮せねばならないであろう。

フランスはインドシナに対して明確で一貫した経済的，軍事的政策をもたず，また，南部メコン・デルタの開発の重要性は看過できないにせよ，(8) フランス資本主義は，19世紀末から第二次世界大戦まで，インドシナの伝統的な社会経済構造を根本的には変化させるに至らなかった。(9) さらに，第一次大戦前までは，フランスにとってインドシナは，それ自体としての価値よりもむしろ中国への最適な足場としての役割が重要であったとの指摘もある。(10)

1938年にフランス政府は，世界大戦勃発時の植民地防衛政策を明確にしたが，そこでは主に北アフリカにおける秩序維持が重要問題とされ，インドシナに関しては，その防衛を他国に依存した内容であった。(11) しかし，国際関係が次第に悪化すると，戦争が拡大しインドシナが本国から孤立しても他国の介入なく自らの力で存続できるように，フランスは急速にその開発と防衛の充実に着手し

---

(6) DECOUX, Jean, *A la barre de l'Indochine : Histoire de mon Gouvernement Général 1940-1945,* Paris, 1949, p.60.

(7) CAOM : Indochine Nouveau Fonds 1193.

(8) メコン・デルタの開発に関しては，高田洋子「20世紀初頭のメコン・デルタにおける国有地払い下げと水田開発」『東南アジア研究』(22巻3号　1984年)，「メコン・デルタの開発」『変わる東南アジア史像』(池端雪浦編　山川出版社　1994年) 等を参照のこと。

(9) 権上康男『フランス帝国主義とアジア――インドシナ銀行史研究』(東大出版会　1985年)，367頁。

(10) 権上 (1985) では，第二次大戦前までは，フランスからインドシナ銀行を通して中国へ多額の資金が流れていたことから，インドシナの，中国大陸への足場としての役割が重要視されている。

(11) DECOUX (1949), p.75.

ようとした。しかし結局，工業化においても国防においても十分な成果はあげられないまま，フランス本国の敗北を迎えることになる。[12]

続いて，本国ヴィシー政府の基本的な性格を述べておこう。

1940年6月に仏独間で休戦協定が締結された後，7月初めにヴィシー政府が樹立され，ペタン元帥に全権が付与された。占領軍維持費はフランス政府の負担とされ，艦隊に関しては保持を許可されたが，ドイツの監視下で武装解除され，再開された海上貿易はドイツの管理下におかれた。[13]

ヴィシー派の基本的な考えは，共和的秩序の一掃による社会改造をめざし，対独協力によってフランスの状況の悪化を防ぎ，ドイツ的ヨーロッパのなかでフランスの地位を確保しようというものであった。[14] さらにペタンは，「国民革命」という反共和主義的なイデオロギーの普及に努めた。これは，「労働・家族・祖国」の理念を掲げた，制度改革をめざす政治運動であり，道徳秩序と伝統的価値の重視，階級闘争や資本主義的エゴイズムの否定，家族を基礎単位とする社会的ヒエラルキーの尊重などを特徴とした。[15] 各地において，民俗的要素を伴った伝統行事が推進され，それが人々の愛国心を高める戦略として用いられた。情報操作や宣伝活動によって，ペタン崇拝が作り出され，ヴィシー期初期には，熱狂的にペタンを歓迎する人々が広範に存在していた。この国民革命を核とするヴィシー主義は，この時期のインドシナ統治においても重要な意味をもつことになる。自由主義的で金権的な資本主義を批判するヴィシー政府は，[16] まさに資本主義的エゴイズムの帰結である植民地支配を如何に捉えていたのであろうか。

一方ドゴールは，ヴィシー政府に背を向けロンドンへ脱出し，フランスの解放，植民地の防衛，国民的自由の回復を目的とした自由フランスを宣言した。[17] 彼は，植民地にフランス政府を移して戦いを続行し，全植民地の資源を活用しフランス帝国を防衛する構想をもっていた。[18] 1943年の夏にはインドシナを除くフランス植民地がドゴールの傘下に入ることとなり，[19] 植民地はフランス解放においてその拠点としての役割を担うことになったのである。

1940年6月の休戦協定の直後，インドシナと本国を結ぶ海上航路は，フランスへ向かう物資や艦隊がドイツによって利用されることを回避しようとするイギリス艦隊によって遮断された。9月に

---

(12) エレン・ハマー『インドシナ現代史』(河合申訳　みすず書房　1970年)，23頁。
(13) ジャン・ドフラーヌ『対独協力の歴史』(大久保敏彦・松本真一郎訳　白水社　1990年)，30-31頁。
(14) 渡辺和行『ナチ占領下のフランス』(講談社選書メチエ　1994年)，82頁。
(15) 前掲書，9頁。
(16) DECOUX (1949), p.83.
(17) この時期のドゴールの行動については，彼の回想録，De GAULLE, Charles, *Mémoire de guerre,* Paris, 1954. に詳しい。
(18) ISOART, Paul, "Aux origines d'une guerre" in : *L'Indochine française 1940-45,* Paris, 1984, p. 6-7.
(19) DECOUX (1949), p.205.

はやや緩和され，10日に一船の割合で交通が回復したが，1941年11月以降は完全に断たれることとなる。これによって，インドシナの孤立的・自立的性格が強まった。

ドイツによる本国占領は，インドシナ在住のフランス人にも大きな衝撃を与えた。祖国と運命を共にすべきなのか，それとも本国が敗北しても植民地は無傷である以上，戦いを遂行すべきなのかというジレンマが，仏印軍内部で続いた。[20]

休戦協定が調印された6月23日に，当時まだ極東海軍司令官であったドゥクーは，後にヴィシー政府の副首相となるダルラン提督に宛てた手紙のなかで以下のように述べている。

「インドシナの一致した感情は，フランス帝国は，イギリスとアメリカの援助を得て戦い続けるべきだというものです。これがフランスの名誉と利益の両方を守る唯一の道でしょう。…中略…私は，フランス帝国の運命が本国の運命に引きずられないために，植民地の指導者に自由な裁量が与えられることを主張します。[21]」

フランス本国の敗北後，広大な植民地を含むフランス帝国の存続のために各植民地政府に自主的な権限を与えることが不可欠であるとの認識がみられる。

ドゥクーの手紙にあるように，とりわけ若いフランス人将校を中心に，イギリス軍に参加しようとする一部の人々が存在しており，通りには両国の協力を表す意味で，フランスとイギリスの2つの国旗が組合わされた旗が掲げられた。しかしその一方で，多くのフランス人はイギリスに対する敵対心をもっていたことも事実であった。ドゥクーの以下の言葉は前述のものとは一見矛盾するが，当時のインドシナのフランス人の心的状況を示している。

「私はフランス国旗しか知らない。それは私には重く栄光に満ち，歴史を背負っている。いかなる付け足しも必要ないのだ。そして私は他の国旗には仕えるつもりはない。[22]」

この時期日本の侵略の脅威にさらされたインドシナは，アメリカとイギリスに物資の援助と対日交渉への介入を何度も要求した。しかし戦争の局地化を望む両者はこの要求を拒否している。そのような状況下で，大部分のフランス人官吏たちは，結局インドシナのヴィシー政府からの分離に躊躇し，[23] あくまでフランス本国の所有物としての位置を保持した。しかし，彼らは本国の運命に無策に引きづられる立場をとったわけでもなかった。

---

(20) HESSE D'ALZON, Claude, "L'armée française d'Indochine pendant la seconde guerre mondiale 1939-1945" in : *L'Indochine française 1940-45,* Paris, 1984, p.85.; DECOUX (1949), p.33.

(21) DECOUX (1949), p.34.

(22) Ibid., p.39.

(23) Ibid., p.36.

第二章　対日交渉をめぐる本国政府とインドシナ政府

本章では，日本の仏印進駐をめぐる本国政府とインドシナ政府の姿勢の相違や対立を，主に1940年6月の援蒋ルート遮断から，1941年7月の南部仏印進駐にかけての日仏軍事交渉の過程を通して明らかにする。

中国への補給物資がハイフォンと中国の雲南省を結ぶ鉄道によって輸送されていたことに対し，中国の戦争努力に加担しているとして，日本は1937年以降フランスに抗議をしていた。従って日本はフランスの敗北を見届けると，その直後の1940年6月19日，援蒋ルートの遮断を目的とするトンキンと中国の国境閉鎖と，その実行を監視する監視団のトンキン駐留とを当時のインドシナ総督カトルーに要求した。カトルーは，インドシナの軍隊には十分な防衛能力がなく，日本との戦闘は不可能であると判断した。

> 「もしインドシナが戦争を始めたら，この軍備では一ヶ月以上は持たないであろう。この深刻な防衛上の欠陥の責任は，インドシナやその総督たちにではなく，明らかに帝国の防衛政策を担っていた本国にある。美しい帝国が獲得されながら，それは不幸にも地球上のあちこちに分散しすぎており，フランスは軍による防衛を部分的にしか組織化してこなかった。これは財政的な問題である同時に，戦争の際の植民地の運命は，あくまで本国の戦いの場で決定されるという理論のためであった。[24]」

というカトルーの言葉に，一方で植民地の運命は完全に本国に依存したものであることと，他方で植民地の独自の防備機能の重要性を無視していた本国の植民政策に対する批判をみることができる。

カトルーは結局，6月20日を最終期限とする日本の最後通牒を，本国に打診することなく受諾し，戦争資材の輸出に対する国境閉鎖と，その監視団[25]の駐屯に同意した。さらに彼は，日本との交渉を円滑に遂行するために本国の意志決定から解放され，総督の権限によって運営されることを本国に対し要求した。[26]本国政府は，カトルーが権限を逸脱し，自らの一存でこの決定を下したことを激しく非難し，インドシナ運営を本国から切り放し，総督の権限を強化するカトルーの提案を拒絶した。[27]ヨーロッパとアジア両地域での戦争の進展によって，それまでフランスが構築してきた中央集権主義的なフランス植民地帝国の綻びの兆しを見た政府は，この直後，「外交政治において本国政

---

(24)　CATROUX, Georges, *Deux actes du drame indochinois,* Paris, 1959, p.100.

(25)　ヴェトナム・中国国境を始めとする主要地点で援蒋物資輸送の停止状況を監視することを任務とし，西原一策少将を長とし，軍事専門家30名，外務員10名から成っていた。吉沢（1984），81-82頁。

(26)　DECOUX (1949), p.56.

(27)　CAOM : Indochine Nouveau Fonds 1112.

府の了承なく如何なる決定もしてはならず，本国の指示を信用して待つべきである」とのメッセージを全植民地に送った。[28]

しかしカトルーは本国の抗議を無視した。本国政府はカトルーの解任を決定したが，彼は解任命令後も，監視団長西原将軍との交渉を進行させ[29]，国境閉鎖を断行した。カトルーは，日本に軍事的な便宜を与える代わりに，インドシナの政治秩序の保証を獲得しようとし，そこに積極的な意味を見いだしたが，本国政府にとっては，宥和政策はヨーロッパで認められるとしても，アジアの小国にすぎない日本に適用することは問題外であった。それはまた，本国のインドシナ情勢に対する認識の欠如によるものでもあった。

1940年7月20日にカトルーに代わって総督に就任したドゥクー総督は，日本に対するそれ以上の譲歩は拒否するつもりでいた。1940年8月に西原将軍から，空港の使用権，軍の駐留権，日本軍のトンキン通過権の要求が新たに出された。それに対しドゥクーは強硬な態度を示し[30]，自らに与えられた権力の枠内にとどまろうとした。唯一の意思決定機関はヴィシー政府であり，重要な問題の交渉は基本的に本国政府間と行われるべきであり，自分はフランス政府の完全な合意の下にしか行動するつもりはないとして，植民地と本国の一体性，間断無き本国との意志疎通を示そうとした[31]。しかし，次第にカトルーと同様，政策決定に際しての本国との意見の相違や現地での独断がみられるようになる。

ドゥクーは日本との交渉をヴィシー政府に委ね，日本の要求を断固拒否することを本国に求めた。本国において交渉にあたったボードアン外相は，フランスが反対しているのは日本の要求の性質ではなく，その形式であると説明し，インドシナにおけるフランス宗主権の正式承認を要求した[32]。フランス本国にとっては，日本への軍事的便宜は，フランス本国に直接的被害が及ぶ危機性は少なく，ただインドシナにおけるフランスの宗主権喪失が問題だったのである。

結局，1940年8月13日にヴィシー政府は，日本の要求を受け入れる方針を決定した。一方ドゥクーは，8月24日にヴィシー政府の植民地省に宛てて以下の電報を打った。

> 「軍の駐留と日本軍の空港の使用をはじめとするあらゆる軍事的要求を認めることは，インドシナにおけるフランスの権威を失墜させ，インドシナの人々をフランスから離反させ，フランスの主権を損なうものであるから断固拒否するべきである。…中略… フランスの利益と両立しうる唯一の解決法は，軍事的要求は拒否するが，経済分野においては日本の要求を認める可能性を残しておくことである。日本が真にインドシナの占領を望んでいるのなら，おそらく日本は最終的

(28) Ibid.
(29) 日本側からみたカトルーと西原監視団との交渉に関しては吉沢（1984）を参照のこと。
(30) 吉沢（1986），82-83頁。
(31) DECOUX (1949), p.91-92.
(32) ハマー（1970），27頁。

には武力行使を行うであろうが，私は，日本が武力に訴えることには躊躇するであろうと考える。あらゆる性質の障害が日本を慎重にさせるであろう。[33]」

日本に譲歩したカトルー前総督と，それを非難した本国との前回の交渉における対立とは逆に，この交渉では本国政府の譲歩的な姿勢に対するドゥクーの批判という構図がみられる。しかしドゥクーは，経済分野においては日本の要求とフランスの利益が両立しうるとして，早くから譲歩の可能性を認めている。[34]

1940年8月27日に，ヴィシー政府の植民地省に対し，ドゥクーは以下のような批判をしている。

「今までの私の主張にも関わらず，インドシナにとって非常に危険なことに，日仏交渉は譲歩への道へと進んでいるようなので，私は非常に驚きました。…中略…植民地の統治者として私は，アルセーヌ＝アンリ駐日大使が判断した弱気な解決に異を唱えます。最終決定の前に検討されることを要求します。[35]」

こうしたドゥクーの反対を受けたヴィシー政府は，日本がインドシナを攻撃してきた場合の防衛能力を彼に打診した。それに対しドゥクーは，軍備の不足は否定できないとはいえ，防衛は可能であり，インドシナを失う危険を冒さねばならないのなら，裏切るよりも守りながら失った方がよい，と返答している。[36]

結局，1940年8月30日に日本政府とヴィシー政府の間で協定が調印された。[37] この協定調印に対してドゥクーは，本国政府の指示は何ら実際的でなく，さらにその曖昧な姿勢は，インドシナを錯綜した混乱状態に陥れる，と批判した。[38] 植民地における問題を解決するにあたり，現地で判断・決定を行うことの重要性を彼もまた認識し始めたのである。[39]

結局本国は，独断的に譲歩を行ったとして罷免したカトルーの下した決定に追従したにすぎなか

---

(33) DECOUX (1949), p.98.

(34) 日本への経済的譲歩に関しては，白石昌也「1940～41年　インドシナをめぐる日仏経済交渉(1)」『第二次世界大戦とアジア社会の変容』（大阪外大アジア研究会編　1986年），「第二次世界大戦期の日本の対インドシナ経済政策」『東南アジア　歴史と文化』（15　1986年）を参照のこと。

(35) DECOUX (1949), p.99.

(36) Ibid., p.101-102.

(37) 1．日本政府はインドシナでのフランス宗主権と，インドシナ領土の保全を尊重する。2．フランスは極東における日本の優越的な地位を認め，トンキンの日本軍に軍事的便宜を与えることを認める。3．続いて軍事協定が締結されねばならない。CAOM: Indochine Nouveau Fonds 2750. Relations franco-japonaises.

(38) DECOUX (1949), p.105.

(39) Ibid., p.378.

った。本国政府にとってカトルーは，その譲歩内容よりもむしろ，彼がその中央集権的な植民地支配体制を打破しようとした点において糾弾すべき存在であった。

ドゥクーの抗議を受けて，ペタン元帥は以下の書簡を彼に送った。

「私にはあなたの不安，懸念がよくわかります。しかし，インドシナの全面的な紛争を避け，我々の根本的権利を守ることになる日本との交渉を私が命じたのはよく考えてのことです。私は，あなたがその後の軍事交渉を円滑に進め，全てのフランス人に規律を与えることを期待しています。[40]」

8月30日の協定には，日本に与える軍事的便宜の具体的事項に関する軍事協定を続いて締結することが記載されており，その交渉をペタンはドゥクーに委ねるつもりであったことがわかる。本国政府にとって，協定内容のうち「日本政府はインドシナでのフランス宗主権と，インドシナ領土の保全を尊重する」という条項の獲得が重要だったのである。その後もフランスは，形式的，対外的，表面的な宗主権の確保に固執した。交渉の際にボードアン外相が述べた，「フランスが反対しているのは日本の要求の性質ではなく，その形式である」という言葉はそのことを如実に示している。可視的な宗主権の衰退によってインドシナ住民のフランスへの帰属意識もまた喪失すると考えるほど，一国を従属させることの論理の脆弱さをフランスは認識していたのであろうか。

8月30日の協定に続き，軍事協定に関する交渉がインドシナで行われることになった。[41] 西原が，日本軍の空港の使用，駐留，トンキンの自由な通過などの詳細を定めた軍事協定の計画書を提出し，返答期限を9月2日とした。[42] ドゥクーから報告を受けたヴィシー政府はそれらに同意し，

「日本に対し，他諸国に対してよりもより多くの有利な権利を認める。しかし日本が要求するような宗主国フランスと同等の権利は認めない。[43]」

として，フランス権力の優越，宗主権の存続を確固たる前提とした上で，日本への譲歩を認めた。

ドゥクーは，日本の脅迫に屈することなく，かつ対日関係の決裂は避けるためには，抵抗姿勢の表示と時間稼ぎ，そして最終的には要求の一部の受け入れ，という形をとることが最善であると考えた。彼は，もし日本軍が軍事攻撃を開始したら，インドシナはそれに抗戦できるだけの軍事力を持ちえないことは認識していたが，日本の要求を拒否し続け，抵抗の意志を表示し，その度日本に

---

(40) Ibid., p.102.

(41) この現地交渉の日本側からみた過程は，吉沢（1986），96-121頁を参照のこと。

(42) DECOUX (1949), p.103.

(43) CAOM : Indochine Nouveau Fonds 1110. 1940年9月13日の外務大臣から植民省のプラトンに宛てた報告書。

躊躇させることが十分な防御になりうると考え，日本の最後通告を拒絶した。[44] 実際，日本はドゥクーの抵抗に会い，9月2日の最後通告を引き下げ，妥協点を見いだすべく交渉に入る姿勢をみせた。「私の断固とした態度が西原将軍をためらわせたのである」[45]と述べているように，ドゥクーは日本の要求に対してフランスの威信が歯止めとなると考えていた。日本がある一線を越えること，つまり，武力によってインドシナを占領する可能性は低いと考えていたのである。

日仏両国の交渉の要点は，インドシナ北部に駐留する日本軍兵士の人数であった。兵士の無制限な駐留と通行を主張する日本側と，その人数を制限しようとするフランス側は対立した。無制限な兵士の駐留はそのまま実質的なインドシナの占領となりうる。日本は25,000人まで駐留兵員数を引き下げたが，ドゥクーは同意しなかった。彼は結論を引き延ばし，時間を稼いでいた。

交渉の遅延に苛立った日本は，9月22日を期限とする最後通告を再度突きつけ，それをめぐってドゥクーと西原監視団の間で交渉が続けられた。[46] 日本は，フランスが要求に応じなければ，関東軍が国境を越えトンキンを攻撃すると通告し，最終的にドゥクーは三度目の最後通告を受諾した。これによって，1.トンキンの3つの空港の使用　2.ホン川の北側での6,000人の兵士の駐留　3.兵士のトンキンの通過（インドシナ国内にいる兵士の合計は25,000人を越えてはならない。）の主に三点を日本軍に許可する軍事協定が締結された。[47]

トンキンの25,000人の日本兵士駐留は6,000人に制限されており，一見フランス側の主張が通ったかにみえる。ドゥクーも交渉の成果をその点について強調している。インドシナ住民，フランス国民，その他諸外国に対して，フランス宗主権の健在と，日本の要求を制御し得た勢力の維持を誇示する意味があったといえよう。しかし，第3点の，25,000人を上限とした通行許可は，その日本の要求を形を変えて受け入れたものである。「駐留」であれ「通過」であれ，25,000人を越えない日本人兵士の存在を協定によって認めたのである。すなわち「駐留」と「通過」をこの協定において明確に定義していない以上，その差異は無意味なものとなり，25,000人の兵がインドシナに常留し，全土掌握の糸口となる可能性を与えるものであった。

1940年8，9月に締結されたこれら2つの協定によって，フランスは「合法的に」日本にインドシナ利用を許可することとなった。日本の侵略に無為にさらされることは，インドシナにおけるフランス宗主権の完全な喪失を意味し，フランスの弱体化を対外的に露呈することであり，それを避けるためには，フランスは，日仏協定に基づいての進入という過程を形式の上で示すことが必要であった。

---

(44) MARR, David G., *Vietnam 1945. The quest for power,* University of Calfornia press, 1995, p. 16-17.

(45) DECOUX (1949), p.105.

(46) 日本側からみたこの交渉過程は，吉沢（1986），122-177頁。

(47) CAOM : Indochine Nouveau Fonds 2750. Relation franco-japonaises.

9月22日の日仏軍事協定締結にもかかわらず，その日の夜，中国に駐留していた軍の一兵団が国境を越え，ランソンの攻撃を開始した。これは，日本とフランスが戦火を交えた最初の事件となった。戦闘は，混乱と錯綜する情報の中で拡大し，仏印軍兵士たちは戦闘を放棄し，離散した。旧式の軍備しかもない仏印軍を構成していたのは，長期間の植民地滞在で，十分な軍事訓練を受けていないフランス人兵士と[48]，対日戦闘に積極的な理由をみつけることのできない寄せ集めのインドシナ人兵士であった。彼らは混乱し，付近の住民は集団で脱出し，25日に仏印軍は白旗を掲げた[49]。

このランソン事件と平行して，日本軍によるハイフォンの爆撃が行われ，港から軍の上陸が開始されようとしていた。インドシナ政府は，日本軍のハイフォンへの上陸をできるだけ人目に付かない形で行わせようとした[50]。これは，インドシナ政府がフランスが日本の要求に屈し，上陸した日本軍がその勢力をインドシナに拡大しつつあること，そしてフランス勢力が日本のそれより劣勢であることをインドシナの人々が知ることを防ごうとしていたことを示しており，同時に，日本軍の実質的な優勢が明白となった後で，インドシナ当局の残された対日方針をも示すものであった。しかし，インドシナ当局が「人目につかない上陸」を望んだにもかかわらず，日本軍は大砲をならして上陸を誇示した。これらの戦いで日本側，フランス側に多くの死者がでたが，ヴィシー政府は，日本への敗北が数字によりさらに絶対的なものとなることを懸念し，死傷者の正確な人数を公表しようとはしなかった[51]。

ランソン事件は明らかに協定違反であり，現地軍の戦争衝動からの独走によるものであった[52]。しかし，ランソン事件がインドシナのフランス人たちに深い屈辱を与えるとともに，インドシナ人に対するフランスの威力の低下と混乱を招いたことに変わりはなかった[53]。フランス側の軍隊の劣勢を露呈し，その一方で，日本が場合によっては武力手段に訴えうる存在であることを示した。

こうしたフランス植民地勢力の弱体化に乗じて，1940年9月から再三にわたりタイが，インドシナに対し，ラオスとカンボジアの一部割譲を要求した。植民地政府はこれを拒絶し，国境付近でタイとインドシナが戦火を交えた。日本は両国の仲裁に入ることを強要し，翌41年1月31日，休戦協定が日本の仲介のもと，サイゴン川の日本の巡洋艦上で締結された。これに続く3月の協定でカンボジアとラオスの領土の一部がタイに割譲することが決定され，5月には平和協定が調印された。これら日本の要求に対し，ドゥクーはとりあえず始めは拒絶し，時間稼ぎと交渉を経て，結局最後

---

(48) CAOM : Indochine Nouveau Fonds 1112. L'invasion japonaise en Indochine. p.3.

(49) HESSE D'ALZON (1984), p.88.

(50) Ibid., p.90.

(51) CAOM : Indochine Nouveau Fonds 1112. Historique de la situation en Indochine. p.3.

(52) しかし，吉沢 (1986)，128-134頁では，このランソン事件は全くの現地軍の独走によるものとはいえず，西原監視団が出した中止命令もあくまで形式的なものにすぎず，かつ，この事件は中央によっても事後承認された，と述べられている。

(53) CAOM : Indochine Nouveau Fonds 1198.

には譲歩したのである。しかしこの拒絶が彼にとっては重要であった。「日本には，拒否することが十分な防衛となりうる[54]」，つまりフランスの拒否には日本を躊躇させるだけの威力がまだあると考えていたのである。

さらにその年の7月に日本は，ヴィシー政府に対し南部インドシナへの駐留を要求した[55]。この時ヴィシー政府は，始めから日本の要求を受諾する方針を決定しており，それは本国政府が駐日大使に送った次の電文からもわかる。

> 「フランスは現存の協定の枠組内で日本の要求を考慮する用意があります。明らかに軍事的な性質と影響を持つ要求には応じられませんが，対日戦争の方針をとることはできません。対独休戦協定以来，フランスは紛争には参加するつもりは一切ありません[56]。」

日本の要求通り軍事協定が7月の終わりに調印された。この協定では南部インドシナへの日本軍の駐留を承認する代わりに，再度フランスのインドシナにおける宗主権の尊重と領土統合の保証が，そして外部からの攻撃に備えた日仏共同防衛が約束された。1941年7月31日に，協定に基づいて50,000人の兵がサイゴンに上陸し，日本軍はインドシナ全土に勢力を拡大したこととなった[57]。

本国がこの協定を締結したことをドゥクーは批判的に受け止めた[58]。本国政府が一度も日本の要求を拒否せず，交渉も行わず，要求を全面的に受け入れたことが彼にとって重大な問題であった。インドシナを防御する姿勢を形式的にであれ示さなければ，インドシナ住民のフランスからの精神的離反，対外的な威信低下を招きうると彼は考えていたからである。

フランス敗北以来始まった日本の相次ぐ要求は，この1941年7月の軍事協定で一段落し，一時的に日仏の緊張はおさまった[59]。その後，日本による度重なる協定違反が続いたが，フランスはその度に抗議姿勢を示すことしかできなかった。

1941年12月8日の日本の真珠湾攻撃の直後，日本は，前出の「日仏共同防衛」の事項をより詳細に定義した新たな協定締結を，植民地政府に提案した。ドゥクーは，日本がフランスの主権を略奪することを恐れ，「危険を最小限に食い止めるために」，そして「インドシナにいる40,000人のフランス市民と2,500万人のインドシナ人を守るために[60]」，本国政府からの指示を仰ぐことなく自らの独断で協定に調印した。

---

(54) CAOM : Indochine Nouveau Fonds 1112.
(55) DECOUX (1949), p.151.
(56) Ibid., p.151.
(57) HESSE D'ALZON (1984), p.97.
(58) DECOUX (1949), p.152.
(59) CAOM : Indochine Nouveau Fonds 2750.
(60) DECOUX (1949), p.161.

このドゥクーの独断に関して，今度は本国政府がその譲歩姿勢を非難した。[61] 本国はドゥクーが本国政府の指示なく，自らの独断で対日政策を決定することを常に批判した。しかし，日本の要求を受け入れつつ，フランスの宗主権を維持することを最良の策とするようになったドゥクーは，日本との交渉を円滑に行うために，総督の権限がさらに拡大されることを本国政府に要求するようになった。

その帰結が，ドゥクーの要求によって1943年２月に制定された，総督のインドシナにおける例外的権力を認める法令であった。[62] これは，1943年以来の連合軍の優勢と，それに伴う本国でのドゴール派の活動の展開に対し，本国の政治的混乱がインドシナに影響を及ぼさないようにするための方策であった。つまりドゥクーは，親独政権であるヴィシー政府が崩壊した場合の日本の反応を懸念し，総督の権限を強化することによって，インドシナを本国の状況から自立させることを可能にしたのであった。[63]

インドシナ総督は，軍の指揮権，外交権，公務員の任命権など重要な権限を与えられていたが，[64] あくまで本国の意志の伝達人であり，かつ彼らの就任期間は比較的短いものであった。従って，全ての政策決定に関して本国政府の指示を得なければならなかったが，「これによって，ドゥクー総督は独立国家の元首と比較しうる権力を行使するようになり，仏領インドシナは半独立の状態を獲得した」。[65] つまり，総督がより敏速な政策決定を行うことができるようになった。

ヴィシー政府は，1943年２月のこの法令制定に躊躇を示したが，ドゥクーの強い主張で，本国との関係が断絶状態にある期間のみに限定するという条件で許可した。連合軍によってフランスが解放されヴィシー政府が崩壊する一週間前，ドゥクーはさらにこの法律の強化を求めたが，ペタンは「本国に何が起ころうとも，総督の任務はフランスに忠誠を尽くしてインドシナを維持することにある。」と述べ，本国政府の崩壊に瀕してなお植民地政府にさらなる権限を与えることを拒否した。この史実にも本国中心の中央集権主義の体質が示されているといえよう。

この時期の一連の対日交渉に際し，本国政府と植民地政府が下したそれぞれの対日決定において，中央集権的枠組みを固持しようとし，その思考において抽象的な存在としてしかインドシナをとらえられない前者と，日本の脅威を前にし，現地での自主的判断の重要性を認識しはじめた後者の間でしばしば軋轢が生じることとなったのである。

---

(61) MARR (1995), p.15.

(62) DECOUX (1949), p.300.

(63) 日本側が，フランス本国と植民地政府との関係をどのように捉えていたのかは定かではないが，陸軍中央は，インドシナ総督の本国にたいする独立性を強化させ，本国に照会することなく総督独自の判断で対日協力を促進させる政策を主張した。白石／古田（1976），７-10頁。

(64) BROCHEUX, Pierre/HEMERY, Daniel, *Indochine la colonisation ambiguë 1858-1954,* Paris, 1995, p.83-84.

(65) CAOM : Indochine Nouveau Fonds 1112.

第三章　経済的問題をめぐる本国政府とインドシナ政府

本章では，本国政府のインドシナ経済政策に対するインドシナ政府の反応を，インドシナの対外貿易と，1943年度のフランス植民地財政の二点を通して論ずることを目的とする。

まず第一点目として，インドシナの対外貿易に関する本国の政策と，それに対するインドシナ側の反応をみてみよう。

19世紀後半までは，インドシナの輸出入貿易におけるフランスの占める割合は低く，むしろ中国との関係が密接であった。(66) しかし20世紀になると，輸出入に占めるフランス及び仏植民地の比率は上昇していく。(67) これは，本国との貿易を優先させるために，フランスが1887年に同化関税法を施行したためである。(68) これによりインドシナは，米，とうもろこしなど穀物を中心とする農産物の生産に価値を集約され，その経済は本国との貿易関係に大きく依存するものとなった。

1930年代後半になり国際状況が悪化すると，フランスは「帝国自給自足経済体制」をスローガンに，植民地との貿易関係をさらに強化し，本国への食料供給の分担を厳しく課すようになった。(69) それと同時に，戦争により本国と植民地の交通が不安定になることを予測し，工業化の推進などによる，インドシナ内部の「自給自足経済体制」の確立にも着手しようとした。

しかし，インドシナ自給自足政策は，近隣の極東諸国との経済関係の強化を妨げることでもあった。1938年のインドシナの輸出入貿易における極東諸国の占める割合は，輸入で総額の27%，輸出でも27%とその額は無視できないが，(70) 本国が課す様々な障壁がなかったらば，この額はより大きいものとなったと考えられる。

1940年5月18日付けのインドシナの新聞 *Le soir d'Asie* は，

> 「『自給自足経済体制』というこの言葉は我々をいらいらさせるが，状況によって強制されたこの新たな政策はそれほど悪くないかもしれない。この国の健全な人々は常に，一万キロ以上離れた本国へのインドシナ経済の隷属化を害悪であると見なしてきたからだ。しかし，本国は我々に対しアジア

---

(66) 権上（1985），85-86頁。1879年から1883年の間の宗主国フランスは輸入で13～18%，輸出で2～4%を占めるにすぎず，中国が，輸入の35～44%，輸出の44～68%を吸収しており，ひときわ抜きんでていた。

(67) 前掲書，334頁。輸出では1913年に26.8%，1929年に22%，1932年に35.9%，輸入では同じく，43.9%，48.7%，55.7%であった。

(68) フランスのインドシナ関税政策に関しては，高田洋子「第一次世界大戦前における『コーチシナ』米輸出とフランスのインドシナ関税政策」『国際関係学研究』（別冊　津田塾大学　1984年）を参照のこと。

(69) CAOM : Direction des services économiques 1464. 1940年4月20日付の *La Patrie Annamite.*

(70) Ibid.

市場を閉鎖し，インドシナを無理矢理殻に閉じこめさせようとしているのもまた事実である。[71]」

と，コメントしている。

第二次大戦開始後，本国と仏植民地以外からの輸入は，事前に当局に許可を得ることが義務付けられた。輸入された製品が必要ないと判断された時や，インドシナ内で製造可能な場合は，それを他国に売却することも決定された。

1940年5月8日付けの *Le soir d'Asie* はこれに対し以下のように批判した。

「この煩雑な政策は全く時間の無駄であり，無意味である。これは，経済的利益よりも他国からの経済的防御のみを考えて作りだされたものである。[72]」

またドゥクーは，

「インドシナは，資源の多様さと豊かさによって，農業，鉱業，産業がバランスよく配置される可能性を持っていたが，本国政府の偏狭で古い方針によって，帝国経済の農業部門の役割を担うことに限定されていた。…中略…このエゴイスト的な政策はインドシナの合理的な産業化を不可能とし，その豊かな潜在能力の発達を阻んだだけでなく，戦時期を見越して国内自給自足体制へと徐々に向かうことまでも阻んだのである。[73]」

と，15,000kmにおよぶ不安定な海上貿易を植民地に強要する本国の政策を批判した。

ヴィシー政府成立直後の1940年8月にドゥクーは，日本の経済的侵略と本国との海上交通の遮断を見越して，本国政府に対し，厳しい規制や関税障壁の撤廃による経済的脱中央集権を提案した。彼は，植民地政府は決定事項を常に本国政府に報告しながらも，半自治的な性格をもつべきである，と考えたのである。これに対しヴィシー政府は，経済・財政の半自治化を認めることはできないことを返答とした。[74] こうした本国の植民地経済政策に対する批判が次第に噴出するなか，両者の交通は断絶状態に突入する。また，1941年には日本の全面的な経済支配下におかれたため，関税に関してはインドシナ政府の自治が余儀なくされることとなった。ドゥクーはこれを一定の進歩とみなし，インドシナに適用されてきた「退行的で偏狭」な植民地盟約はもはや時代遅れであり，戦後は，本国よりも中国を中心とする極東やアメリカとの貿易を強化することを承認すべきである，と本国の植民地省に提案した。しかし政府は何の反応も示さなかった。[75]

(71) Ibid.
(72) Ibid.
(73) DECOUX (1949), p.412-413.
(74) Ibid., p.422.
(75) Ibid., p.442-443.

次に第二点目として，本国が各植民地に対して割り当てる負担金の分配をめぐる対立をみてみよう。1942年10月に1943年度の植民地情報資料局（S.I.I.D.）と，科学研究局（S.R.S.）への各植民地に課される負担金の割り当てが決定された（表1）[76]。S.I.I.D.とS.R.S.とは，植民地経営に必要な産業や農業や科学技術の促進と情報の収集を目的として設けられた機関であり，その費用は各植民地の財政から捻出され，費用の負担額は各植民地の経済的規模に応じて割り当てられる。また，1940年10月の法令により，植民地の農産物，産業製品，鉱物の供給を目的とした基金が設立され，それにS.R.S.の予算を使用することがこの時期許可されていた[77]。したがってこの時期のS.R.S.の使用目的の範囲は非常に広く，実質的に植民地の運営資金とみなすことができる。つまり，全植民地からその経済力に応じて徴収した資金を，一括して植民地の運営に利用していたわけである。経済的規模の大きい植民地が赤字植民地の経営資金を直接負担するという構図がここでは強調されることになる。

表1

	S.I.I.D.	S.R.S.	
A.O.F. & Togo	1,500,000	3,600,000	
INDOCHINE	2,400,000	5,800,000	
INDE	30,000	60,000	
MADAGASCAR	400,000	1,000,000	
A.E.F.	200,000	450,000	
CAMEROUN	110,000	260,000	
MARTINIQUE	100,000	270,000	
GUADELOUPE	80,000	200,000	
GUYANE	20,000	40,000	
REUNION	80,000	160,000	
SOMALIE	20,000	40,000	
OCEANIE	20,000	40,000	
NOUVELLE CALEDONIE	30,000	70,000	
ST-PIERRE & MIQUELON	10,000	10,000	
	5,000,000	12,000,000	(Franc)

表1が示すように，各植民地の負担額割り当てにおいて，インドシナのS.I.I.D.への負担額は2,400,000フラン，S.R.S.へは5,800,000フランと最大である。また表には表れていないが，実際は前者でさらに187,500フラン，後者で443,750フランの負担が課されていた[78]。これは前年度と比較して，S.I.I.D.では2.5倍，S.R.S.では10倍の増額であった。

(76) CAOM : Affaires politiques 2646/1.

(77) Ibid.

(78) これらの合計負担額はインドシナ一般予算の10%弱にあたる。

この決定が通告されると，ドゥクーは1942年10月29日に，本国の植民地省に抗議の意志を伝えた。彼の主張は，貿易の減少，日本による経済的搾取，交通網の遮断，財源の減少などにより経済は停滞し，1943年度は収支均衡さえ危ぶまれる状態にあるため，この負担は重すぎ，また，インドシナはS.R.S.の協力なしに，自身の力によって農業技術を発達させてきたのであるから，インドシナにとって利益のない活動への負担は減額ないし廃止すべきであり，配分の検討を要求するというものであった。(79) つまりインドシナの負担額の多くは，実際は他の植民地経営に回されるという点が彼の抗議の要因であった。

インドシナは1922年にはその全ての地域で収入超過となり，1938年には経済的にアルジェリアと並ぶ最も重要な植民地となった。(80) しかしアルジェリアとインドシナ以外の植民地は，それ自身では収支の均衡をはかることのできないものであった。従来はそれら赤字経営の植民地に対し本国が補助金を与えていたが，ドイツによる占領以降は，本国にその能力は失われていた。独仏休戦協定直後の1940年7月3日にリヴィエール植民地省大臣から全植民地に送られたメッセージがそのことを示している。

> 「もはや予算に関して，あなた方は自らの領土以外からの資金に頼ることはできない。これはあらゆる支出の極度な削減を意味する。しかし，これによって公共の秩序に何ら影響を及ぼすようなことがあってはならない。民衆の不満を掻き立てうる税金の増加などに頼るのは回避すべきである。(81)」

削減された補助金の埋め合わせが，黒字経営の植民地から赤字経営の植民地へ資金を直接支給する結果となったのである。

ドゥクーの抗議に対しジョゼフ国務省長官は，インドシナに経済的負担を過度に課しているということは認めるが，それは結局帝国組織の性質なのである，と答えている。(82) つまり，従来の帝国の植民地経営のシステムが変わらない限り，各植民地の不均衡な財政から問題が生じるのは必然的だというわけである。

フランスは，経済的動機，つまり「植民地の産物」よりも「植民地」自身を獲得することに意義を見いだし，経済的価値の乏しい多くの植民地を獲得した。したがって個々の植民地を独立して経営することはできず，帝国ブロックの枠組みでの一括した植民地経営を行うことになった。本国が弱体したこの時期に，帝国の利益のために個々の植民地の犠牲は問わない構造がいっそう露呈され，インドシナに課する負担を増加し，インドシナ政府の経済的不満として現れたのである。

---

(79) CAOM : Affaires politiques 2646/1.
(80) BROCHEUX/ HEMERY (1995), p.97
(81) CAOM : Affaires politiques 2645.
(82) Ibid.

第四章　インドシナにおけるヴィシー派とドゴール派

第一章で詳述したように，ヴィシー期にフランス本国では，政治勢力として対独協力を遂行するヴィシー派と，レジスタンス運動を遂行するドゴール派の二つの勢力と，どちらにも属さず受動的な態度を示していた多くのフランス人が存在した。当然植民地政府は，正当な政権であるヴィシー政権に追従せねばならなかったが，インドシナのフランス人は無条件でヴィシー主義を受け入れたわけではなかった。インドシナにおいては，ヴィシー政府とその反対勢力であるドゴール派に対してどのような態度がみられたのだろうか。

インドシナ総督ドゥクーは熱心なヴィシー主義者であり，そのイデオロギーに基本的に忠実であったといわれている。[83] 道路，寺院や，学校，祭壇など至る所にペタンの肖像が掲げられ，ペタンの偉業を讃える言説が蔓延し，彼のメッセージが流され，国民革命のイデオロギーが普及された。[84] ドゥクーは，ヴィシー主義はインドシナのフランス人のみならず，インドシナ人にとっても有効なイデオロギーであると考えたからである。彼によると，ペタン元帥はインドシナ人の価値観においてもまさに「偉大なる人物」たる条件を満たしていた。まず老齢であること。それは豊かな知恵を意味し，それのみで尊敬の対象となりえた。知識人，外交官，特権的階級軍人の三つの栄光をもつこと。そして農民出身であること。これは，その大半が農民であるインドシナ人の共感を集め，また，ペタンの唱える「労働，家族，祖国」のスローガンはインドシナ民衆のもつ伝統的な儒教的価値と一致する，と考えた。[85] 彼の教義は単純で明快であり，あらゆる言語に翻訳可能であり，あらゆる伝統的哲学に移行可能であった。

ドゥクーは，インドシナのフランス人の規律と愛国心の象徴として，国民革命の理念に基づいた「フランス戦士団」を編成し，彼らの統制と団結をはかろうとした。[86] この戦士団のメンバーは1942年1月には2,637人，11月には6,576人であったが，ドゥクーはこの数字に満足し，回想録で次のように述べている。

> 「この数字はすばらしい。これはほとんど全てのインドシナのフランス人がペタン元帥の声を聞き，彼の教化を理解したということを示している。」
>
> 「私が総督の地位にあった初期の頃は，ペタンはインドシナにおいて絶大な権威を持ち，崇拝の対象であった。彼はフランスの救済者であり維持者であった。[87]」

---

(83) ISOART (1984), p.10-11.
(84) BROCHEUX/ HEMERY (1995), p.332.
(85) DECOUX (1949), p.360.
(86) Ibid., p.366.
(87) Ibid., p.360.

このように一見，ヴィシー期初期にはインドシナのフランス人の間で，ドゥクーを満足させうるだけのヴィシー主義への共感が存在したようである。しかし彼らは実際に，ヴィシー政府を支持していたのだろうか。

1941年2月9日に，ペタン崇拝者である，カンボジア原住民部隊中尉ピエール・ロテは，インドシナの現状を憂慮してペタンに次のような手紙を送った。(88)

「フランスの敗北後，フランスが消滅し世界地図から消え去らないための残された唯一のチャンスとして，我々はあなたの名と権威の下に集まりました。悲惨な現状の建て直しと国民精神の完全な再生の検討を可能にしてくれたあなたの改革の勇気は我々に熱狂を与えてくれました。…中略…私にとっては，あなたやあなたの協力者への信奉は簡単で自然なことでしたが，とりわけインドシナでは多くの人にとって，この国の状態のせいで，信奉はより不熱心でした。豊かで，本国から遠く，イギリスの影響地帯に囲まれ，それらとの貿易が容易で，かつ多くの収益をもたらしてきたこのような植民地では，ある種のいい加減さ（laisser-aller）が確立されてきたのです。自然の怠惰は，各々が最小限の努力だけすればよいという考えを助長しました。

これに加えて，以下のことを述べなければなりません。本国において大きな過ちを犯してきた左翼の政治的思想がここにおいても大規模にのさばってきたのです。フリーメーソン，共産党，公務員の労働組合などがインドシナにおいて勢力を伸ばしています。行政はとりわけ打撃を受けています。要するに，フランス軍が崩壊し，実業家やその指導者たち—その大部分は旧体制のあくどい便乗者である—によって，インドシナは実際に今にも祖国を裏切り，祖国から分離せんとしていました。この過ちはドゥクー総督によって回避されましたが，しかし間一髪でしたし，状況は依然として深刻です。ほぼ全ての公務員たちは新たな思想（ヴィシー主義）に表面上は結集していますが，私は精神が大きく変わったという印象はもっていません。フリーメーソンや社会主義者たちは小さなグループで集まり続けていますし，彼らが再び有害な活動を行うことのできる日を辛抱強く待っています。頭の中で常に祖国のことを懸念している私は，インドシナの未来を信用できません。そしてそれがこの手紙の主な目的ですが，インドシナの行政幹部たちを一新することを，私は切にお願いいたします。本国との交流の断絶で苦しみ，腐った空気の中に閉じこめられているインドシナに若い官吏を派遣し，換気をしてください。国民精神の再生に対立するような闘争を公然と先導する多くの人々は，建て前だけの大袈裟な忠誠心の下で，どんな小さな陰謀でも利用できる機会を決して逃すまいとしており，私は，彼ら——なかには高い地位にある人もいる——の精神にややうんざりしています。彼らは自らの背後を警戒し，二つの土俵で演技をし，状況が方向転換した時には新たな指導者の下へ喜んではせ参じるために，それまでの小さな活動を利用するでありましょう。

私はこの手紙を直接インドシナから出しません。というのは検閲で郵便統制によって抹消される恐れがあるからです。この手紙が偏向的であるからという理由ではなく，むしろ，インドシナにいるフランス人の忠誠心に関して，人々が，本国の指導者たちの心の中に作り出そうと努力している平穏を乱すものであるからです。よってフランスに帰る友人に手紙を託します。彼がフランスで投函してくれるでしょう。

…中略…私が今何よりも恐れているのは，悪しき助言者たちに囲まれたインドシナの同国人が，な

(88) CAOM : Indochine Nouveau Fonds 1193.

んら犠牲を払おうとせず，引きずられて安易で恥ずべき道を歩むがままになることであります。よって私は，フランスの敗北をその眼で見届け，敗北の原因を理解している人材をこの国に送ることによって国民を強化してくださるよう主張するのです。…後略…」

この手紙は多くのことを示唆している。ドゥクーがペタン崇拝と国民革命の普及に努めていたヴィシー期初期に，インドシナのフランス人，とりわけフランス人官吏たちは，ヴィシー政権に対して表面上は「大袈裟な」忠誠心を示していたが，実際はそれほど安直に自らの態度を決定したわけではなかったようである。ヴィシー主義と対立する，フリーメーソンや社会主義，サンディカリズムなどいくつかの勢力が活動を継続しており，また，手紙の筆者は一言も「ドゴール派」という言語を用いていないが，文中の「新たな指導者」とはドゴールのことであると考えられる。ドイツ占領下という特殊状況下で成立したヴィシー政府の普遍性に懐疑を抱き，彼らは慎重に戦争終結後の状況も考慮してヴィシー派とドゴール派の「二つの土俵」で「演じ」ようとしていた。「状況が方向転換した時には新たな指導者の下にはせ参じる」ことのできるよう，彼らは小さな「陰謀」にも顔をだし，二重の布石をうっていた。それはあくまで「小さな」陰謀であり，この時点でドゴール主義に対する共感を，表だった組織的な行動で示すような「無謀な」態度はみられなかった。植民地は基本的に本国の従属物であり，本国の政情変化はそのまま無条件に植民地へと影響を及ぼすが，そのような自立性のない植民地官吏である彼らは，本国の政情変化に翻弄されることを回避し，常にあらゆる可能性に対応できる状態でいようとしたのではないだろうか。ペタン崇拝者であるこの手紙の筆者はこのような状態を糾弾し，ペタンに新たな行政幹部を派遣するように求めた。遠い祖国の敗北を直接体験していない，「豊かな」，その距離故に本国の監視を逃れてきた「怠惰な」性質をもつインドシナの現在の官吏ではヴィシー主義の意義を真に理解することはできず，よって実際にフランスの敗北を見届け，その原因（ヴィシー政府はそれを共和制の腐敗であるとみなした）を理解している者でなければならなかった。

さらにこの筆者は，この手紙が検閲で没収される危険があるのは，これが「インドシナのフランス人のヴィシー政府への忠誠心に関して，フランス人官吏たちが，本国当局に対し作り上げようとしている平穏を乱すものであるから」だと考えた。つまり，官吏たちは本国からの介入を望んでいない，とこの筆者は確信していた。

この手紙は，共通の経験をもたない本国と植民地で，ヴィシー主義という同じイデオロギーを共有することに困難があったことを示唆している。本国では必然性をもちうるイデオロギーは，植民地においてもそれを獲得できるとは限らないのである。ヴィシー主義の重要な要素である国民革命は，前述したように，共和主義を否定し，「労働・家族・祖国」の精神が生きていた古き時代への回帰を謳う，反進歩主義的なものであった。それは本国では，伝統的，民俗的，道徳的価値の再興運動という形をとって展開された。しかしインドシナに在住するフランス人は，国を挙げてのそう

した懐古的な雰囲気に身をおいていたわけではなく，また，経済不況や外国人移民の流入，戦争の危機などの欧州に蔓延する不安といった，ヴィシー主義が本国で必然性を得たのと同じコンテクストをもたないのである以上，彼らにとってヴィシー主義は前後の文脈を無視して導入された違和感のあるイデオロギーではなかったのだろうか。また，ドゥクーでさえも，「我々はフランスにいたわけではなかったので，国民革命をその一般的な原則によってしか知ることはなかった。[89]」と述べているように，ただその原則を無批判にインドシナに適用したにすぎなかった。

先に，ドゥクーは熱心なヴィシー主義者であったと述べたが，後に彼は回想録で，自分は決してペタンの教義に共鳴したのではなく，ただ，それが植民地のフランス人たちの結束を強固にし，統治するのに有効な手段とみなしていたにすぎないと述べている。[90] むろん回想録とは多分に自己弁明的な要素が強く，とりわけ戦後のヴィシー派に対する粛清の嵐が吹き荒れた戦後において，[91] ヴィシー主義への信奉をはっきりと告白することはありえなかったであろうと考えられる。しかし，結果的にはインドシナでうまく機能させることは困難であったにしても，彼が国民革命を核とするヴィシー主義を統治手段として有効なものと捉えていたのは事実であろう。

1943年2月にインドシナのサント行政官は，「市民はドゥクーやヴィシー政府にほとんど共感を持っていないようである。また，軍は総督に対し，隠れて沈黙を保っている。[92]」と報告している。また，コーチシナやカンボジア，アンナンではヴィシー政府の支持は低く，ドゴール派への傾倒が強かったが，トンキンは比較的順応主義的であり現行政府派であったと，地域差の存在も示唆している。[93] トンキンは首都ハノイを含む地域であり，そこのフランス人は本国政府とつながりを持つ植民地官吏が大部分であった。それに対しコーチシナは，商人やプランテーションの地主などのいわゆる入植者が多くを占めていた。仏植民地の中で本国から最も遠く，本国で得られる情報量も極端に少なかったインドシナに入植する人々は，本国から孤立した世界に住み，また概して経済的野心に満ちており，自由主義的資本主義を金権的エゴイズムとして批判する保守的，権威主義的なヴィシー派のイデオロギーに共感し難かったと考えられる。フランス本国では「必然」と映りえたヴィシー主義は，インドシナにおいては「選択」にすぎなかったのである。

一方，インドシナのドゴール派はどのような活動をしていたのだろうか。

フランス敗北直後は，一部の軍人が，ドゴールに賛同し渡英する現象がみられたが，ドゥクーの就任後は，インドシナは彼の政策によって，闘争の継続やレジスタンス活動から遠ざけられていた。

---

(89) DECOUX (1949), p.367.

(90) Ibid., p.359.

(91) 戦後のヴィシー派に対する粛正に関しては，剣持久木「戦後フランスと『占領期』——過去の傷痕の克服をめぐって——」『上智大学』(No32 1987年) を参照のこと。

(92) CAOM : Affaires politiques 365, Bulletin de renseignement No554.

(93) Ibid.

1942年までのヴィシー期前半には，状況の成りゆきを静観するためか，組織だったドゴール派の活発な活動は少なかったが，それでも軍備不足，とりわけ官吏の間で蔓延する無力感，秩序の欠如，相次ぐ日本への譲歩に失望し，ドゴールの下へ向かう将校は常に存在した。[94] インドシナの「盗聴と郵便物検閲委員会」によって得た情報に基づいた，1941年12月11日の本国植民地省の報告書によると，ヴィシー政府も，ドゴールへの強い共感をもつフランス人がインドシナに存在していることを認識しており，そのことを懸念していた。[95] またさらに，「ヴィシー政府は，フランス人入植者も多く，距離も近く，より多くの利害のからむアフリカを守るために，アジアを切り捨てるであろう」との憶測も広がり，「明日，我々は日本人になるのであろうか？」[96] といったフランス人住民の不安を招いた。

1942年12月には，外部のドゴール派との接触を試みていた一部の下位将校たちは，ドゴール派の組織である中国のフランス軍事派遣団との関係を確立することに成功した。[97] しかし，インドシナにおけるドゴール派の活動は，日本軍の疑心を招き，侵略の拡大につながる危険があるため，彼らは慎重を余儀なくされた。ドゴール派の官吏の一人であるカゾーからドゴールへ向けた報告は，その困難さを語っている。

> 「政治的，経済的，地理的理由によって，現在の状況の中で植民地と住民を危険にさらすことなく，あなたに対し我々の率直で活発な支持をすることは不可能です。[98]」

ヴィシー期後半になると，それまで慎重であったインドシナのフランス人の態度は次第に変化をみせ始める。前述したように，1943年3月のサントの報告書には，ドゥクー・ヴィシー政府に対する国民の支持は低く，軍部もインドシナ政府に対し非協力的であり，指示の遂行は停滞しがちであった，とある。また，同じ報告書の中に，

> 「インドシナに在住する32,000人の白人フランス人のうち，25,000人はドゴールに好意的であり，とりわけ軍の幹部たちの多くは，可能ならば機会をみて職務を放棄し中国にいくであろう。[99]」

との圧倒的なドゴールへの傾倒を示す記述も見られる。この具体的数字の信憑性は疑わしいが，ドゴール派勢力の顕著な拡大に注意をむけさせるものである。また，ドゴール派のプロパガンダに影

---

(94) HESSE D'ALZON (1984), p.85.
(95) CAOM : Indochine Nouveau Fonds 1198.
(96) Ibid.
(97) ISOART (1984), p.28.
(98) Ibid., p.6.
(99) CAOM : Affaires politiques 365, Bulletin de renseignement No554.

響を受けた，主にトンキンのフランス人官吏たちが，ドゴール派に賛同し，自らの職務を放棄するという行為が，とりわけ1942年から1943年にかけて報告されている。[100] この動きはフランス人の一部に大きな動揺をもたらした。

ドゥクーは，インドシナのフランス人がドゴール派とヴィシー派に分裂し，統制を欠くことを懸念した。内部の不和が，インドシナ人に与えるべき「強大なる一つのフランス」の像を破壊し，また，日本にさらなる侵略の糸口を与えかねないと考えていた。彼は，

> 「全てのフランス人の神聖な統合を攻撃する罪を犯す者たちに対して，私は何ら寛大さをもたないであろう。[101]」

と公言し，多くのドゴール派を捕らえた。

このように，1943年以降，インドシナにおけるドゴール派の比較的活発な活動が報告されるようになった背景には，連合軍の相次ぐ勝利と，43年6月のアルジェの国民解放フランス委員会設立がある。委員会の設立によってフランス本国でのレジスタンスも激化し，インドシナのフランス人軍人や官吏たちも連合軍の優勢を見ると，ドゴール支持の姿勢を徐々に示し始めたのである。レジスタンスのグループがインドシナ各地で結成され，ドゥクーの部下であるモーダン将軍やエイメ将軍といった軍人たちも密かに国民解放委員会と接触し，ドゴールから活動の指示を受けた。[102] 1944年5月に委員会がイギリスに向けて送った報告には，

> 「インドシナ内部のレジスタンスは全て準備が整っています。もし外部から組織化され，兵士が補給されたらすぐにでも行動に入れるでしょう。しかしそれが遅れたら，連合軍のフランス解放によるヴィシー政府の崩壊は日本を刺激し，武力によってインドシナのフランス宗主権は排除されることとなるでしょう。[103]」

と書かれており，ドゴール派勢力が確固たるものになっていたことを示している。

ドゥクーは，解放委員会にドゴール派のプロパガンダの停止を要求し，また，委員会を通して連合軍にインドシナへの攻撃や上陸を控えるよう働きかけた。[104] しかし1944年2月には，ドゴールから

---

(100) DECOUX (1949), p.256

(101) ISOART (1984), p.21.

(102) 国外からインドシナ国内のドゴール派への連絡は，主に中国に設置された，自由フランス軍事使節団等を介し，中国・ベトナム国境付近において，パラシュートによる密使派遣や，手紙や無線電信を手段として行われた。ISOART (1984), p.9.; 赤木完爾「仏印武力処理をめぐる外交と軍事――『自存自衛』と『大東亜解放』の間」『法学研究』(慶應義塾大学　57巻9号　1984年) 46頁。

(103) ISOART (1984), p.26.

(104) DECOUX (1949), p.257.

インドシナ統治の方向性を示した手紙をモルダン将軍が受け取るなど，ドゥクーの部下であった将校が直接ドゴールからの指示を得る状態になっていた。(105)

このようにヴィシー期後期，インドシナの最高統治者であるドゥクーを取り残し，多くの官吏や将校が徐々にその態度を変化させ，ドゴール派へと傾倒していった構造をこれらの事実からうかがい知ることができる。

インドシナにおいてヴィシー主義は必然性を獲得することはできず，一方でドゴール主義もまた，植民地インドシナのフランス人に即座に無条件で受け入れられたわけではなかった。ここに，植民地という特殊な場所での不透明な状況の中，情勢の変化に応じて慎重に，かつ能動的に行動した植民地官吏や軍人たちの選択をみることができる。

第五章　結　論

本稿では，ヴィシー期におけるフランスのインドシナ統治を，本国政府と植民地政府を軸にして論じ，この時期顕在化していったいくつかの問題を考察したが，フランス植民地政権の崩壊の過程で当然看過する事のできない問題は，ヴェトナム民族運動の存在である。本稿の範囲を越えるため詳しい言及は避けざるを得ないが，この時期，ホーチミン率いるヴェトミンらにより，民族解放を求める反日・反仏闘争が，農民大衆を動員して広く展開されるようになった。植民地当局はこれらの動きに対し，激しい弾圧を加える一方で，日本の「大東亜」構想に対抗するための「インドシナ連邦」という概念の提示や，インドシナ各国の発展の奨励，ヴェトナム語教育の推進や大学の設立，大規模な公共計画事業の実行，そして政治へのインドシナ人の積極的な登用と彼らの待遇の向上等，新たな統治政策を遂行したが，(106) 植民地支配を断固否定する民族運動を懐柔することは不可能であった。

結論的考察を行うに際し，このフランス植民地支配終焉の直接的契機となった仏印処理に言及しておきたい。

欧州戦域における独・伊の逐次敗退，1944年12月の日本のフィリピンでの敗戦などにより，日本の劣勢はいよいよ明白となった。さらにアメリカによる南シナ海の掌握などで追いつめられた日本は，やがて予想される連合軍のインドシナ上陸の際，植民地政権がそれに加担する危険を予め排除しておくために，1945年２月には仏印処理，つまりフランス宗主権の武力排除を決定した。(107) 日本兵が続々とインドシナに渡り，３月始めには約60,000人がインドシナ全土に駐留した。

---

(105)　ISOART (1984), p.29.

(106)　Ibid., p.15-17.; DECOUX (1949), p.373-397.

(107)　日本側の仏印処理をめぐる意志決定の過程に関しては，赤木 (1984) と白石／古田 (1976)，13-19頁に詳しい。

1945年3月9日に松本大使が，日本軍への米の供給と財政的援助を求める最後通告を提出し，ドゥクーの同意によって協定が成立した。その直後，午後7時に松本大使はさらに，インドシナの軍と警察，そして鉄道やラジオなど全ての通信機関を日本軍の支配下におくことを要求し，返答を二時間後に迫った後，退席した。ドゥクーは最後まで日本との軍事的衝突を避ける意向ではあったが，この要求の受諾は日本軍によるインドシナの実質的な完全掌握を意味するため，両者の妥協点を話し合う交渉を申し出る手紙を松本大使へ届けさせた。しかし9時18分，すでにある日本人将校の暴走によりハノイで戦闘が開始されていた。指揮権をもつ土橋将軍は，指示を待たずに行動を起こしたこの将校を軍法会議にかけるつもりであったが，突発的な発端によるこの戦闘はすでに連鎖的にインドシナ全土に拡大しつつあり，引き返せないことを知り，偶発性に追従し，武力による仏印処理の決行を認めたのである。松本大使が日本の交渉提案の手紙を受け取ったのは9時25分であり，彼はすでに開始されている戦闘と土橋将軍の立場を考慮し，手紙を開き，こう言った。「フランスは最後通告を拒絶した」。(108)

日本の攻撃に対し仏印軍の一部は戦闘を続けたが，その大部分は抵抗することなく翌日の昼までには降参した。仏印軍は武装解除され，ドゥクーをはじめフランス人官吏，警察などのあらゆる公務員が監禁され，日本兵によるフランス人への略奪や処刑が展開された。(109)

実際ドゥクーは，日本の最後通告を拒絶したわけではなく，妥協点を見いだす交渉を要求したにすぎなかったのだが，拡大した戦火を消すことはできず，軍内部の統率力の欠陥を隠蔽するためにも，フランスの最後通告の拒絶による仏印処理の強行という形式をとることとなった。

矢内原忠雄は，日本とフランスの植民政策の類似的特徴として，軍事的政治支配における出先軍隊の突発的な軍事的行動が，結果的に既成事実として承認されることが多かったと述べたが、(110) フランスのインドシナ植民地支配の歴史的な終焉もまた，ひどく偶然的な要素によるものであった。しかし，突発的事件による植民地支配の終焉にいたる過程には，構造的な植民地支配の矛盾が存在していた。

まず，「場」が異なり，「時間性」が異なり，何ら本国と同じ体験やコンテクストを共有しない植民地インドシナにおいて，本国で採用されたヴィシー主義というイデオロギーを普及させることの困難さは，人間が生存する「場」の特殊性を無視し，自らが「普遍的」であると考えるものを植民地にも適用しようとするフランスの植民地支配の内在的矛盾であった。そして，異なる「場」に関する意志決定を，中央集権主義に基づいて本国政府が排他的に行うことの問題が，第二次世界大戦

(108) MARR (1995), p.54-56.

(109) CAOM : Indochine Nouveau Fonds 2714.

(110) 矢内原忠雄「軍事的と同化的，日仏植民政策論の一論」『矢内原忠雄全集』（第四巻　岩波書店 1938年），277-278頁。

によって露呈することとなった。また，経済・財政問題や，対日交渉の決断をめぐって，支配側という同じ枠組み内にありながらも，本国政府と植民地政府の二者間で対立がみられたが，これは，両者の視点や成すべき任務の相違，そして本国政府の植民地の現状への認識の欠如によって，必然的なことであった。本国にとってインドシナは，帝国の一部分を成す抽象的存在であると同時に，数少ない黒字植民地と穀物庫として厳密に位置づけられた存在でもあり，植民地政府の認識との間にはずれがあった。植民地官吏が帝国の利益を損ないうる形で地方的利害に関わる問題を処理するのに対し，本国政府は個々の植民地の利益よりも，帝国全体の利益，調和を重視しようとしたのである。植民地官吏が植民地利益の最大化という任務を遂行することは，帝国の調和とは必ずしも両立しなかった。第二次世界大戦，つまり本国の不在と日本の侵略により，本国側の論理と植民地政府側の論理の間の矛盾が顕在化し，本国が長い間望まなかった植民地の脱中央集権主義が実現した。また，それと同時にフランス人官吏は，本国の政治情勢の変化に安易に翻弄されることを回避し，慎重な行動を選択した。ヴィシー主義はインドシナで正当性を獲得できず，官吏たちはヴィシー政府に従順な態度を示しながらもその普遍性に懐疑を抱き，その一方でドゴール主義も同時に視野に入れていた。そして連合国軍側の優勢をみると徐々にドゴール派へと傾倒していったが，インドシナにおけるドゴール派の顕著な拡大の背景には，日本の存在がある。フランス当局は，実質的な状況の劣勢にもかかわらず，日本に対するフランスの威信の保持に固執し，日本勢力の拡大とフランス権力の弱体化が，インドシナ現地住民の目に明白となることを回避することに必死であった。しかし，あくまで「従属的人種」である日本人[(111)]の侵略に対し，為すすべもなく対日協力に甘んじる植民地政権に失望したのは何よりインドシナのフランス人であった。そのことが彼らを，フランスの偉大さを訴え続けるドゴール主義へと向かわせた大きな要因であるといえる。それまで，フランス人とインドシナ人という二者関係の構図で成立していたインドシナ統治に，日本人という新たな要素が出現したことは，植民地支配の構造を変化させる一つの契機となったのである。

そして日本軍による仏印処理によってフランス支配は崩壊し，一度失われた宗主権はその後二度とフランスの手に戻ることはなかった。フランスのインドシナ統治体制は，多くの矛盾に満ちた実に危ういものだったのである。

（経済学部研究助手）

(111) DECOUX (1949), p.169.